

習志野市パートナーシップ ファミリーシップ制度

習志野市では、誰もが大切なパートナー又は家族とともに暮らすこと
のできるまちの実現を目指し、

習志野市パートナーシップ・ファミリーシップ制度を6月から開始します。

【制度の概要】 2人の者がパートナーシップ関係にあることを市に宣言し、市はこの宣言に対し、2人が対象者の要件

を満たしていることを確認の上、パートナー宣言証を交付します。
また、パートナーシップ関係にある一方又は双方の18歳未満の子を含む関係を、ファミリーシップとして制度の
対象とします。

【定義】 パートナーシップ: 同居し、共同生活において互いを人生のパートナーとし、家族として、対等な立場で、
相互に責任をもって協力すると約束した二者の関係をいいます。

【定義】 ファミリーシップ: パートナーシップにある者及び同居する未成年の子が家族として生活する関係をいいます。

【宣言を行うことができる者】 ・成年であること ・市内在住または市内への転入を予定していること
・同一の住所を有していることまたは同一の住所に転入を予定していること ・配偶者がいないこと
・当事者以外の者とパートナーシップ関係にないこと ・宣言をしようとする者同士が近親者でないこと
・ファミリーシップの宣言をしようとする者は、未成年の子と同居していること

【交付する書類】 パートナー宣言証 宣言書受領証明書(希望する方)

本制度に法的効力はありませんが、習志野市は、制度の導入により、
多様な生き方が尊重されるまちづくりを具現化したいと考えています。

市民の皆様・事業所の皆様へ

パートナー宣言証の提示を受けられた際には
この取り組みの趣旨をご理解いただき、
適切な対応についてご配慮をお願いします。